

## <対談>

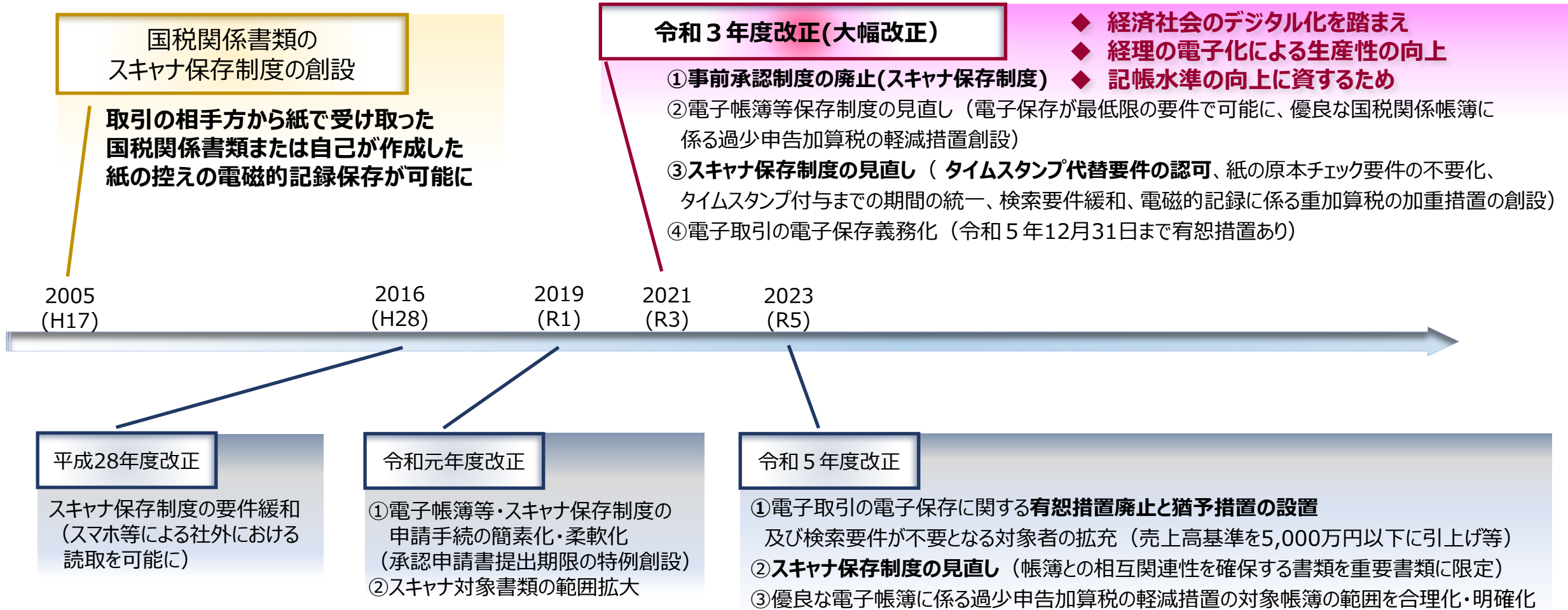
# ズバリ聞く！ 電子帳簿保存法の要件解釈や疑問点と今後への期待

2025年3月14日

国税庁 課税部課税総括課 課長補佐 宮本 温大 様

国税庁 課税部課税総括課税務手続第二係 係長 森永 浩太 様

デジタルトラスト協議会 理事 森口 亜紀



	スキャナ保存	電子取引
真実性	<p>①<b>入力期間の制限</b> 書類を作成または受領してから速やか（概ね7営業日以内） または業務の処理に係る通常の期間（最長2カ月以内）を経過した後速やか（概ね7営業日以内）</p> <p>②<b>訂正削除の履歴の確保</b> スキャナ保存文書の電磁的記録を保存するシステムは、訂正・削除の履歴を残せる仕組みを備えるか、訂正・削除ができないシステムであるものに限る</p> <p>③<b>スキャナ（読取水準）</b> ・解像度200dpi相当以上で読み取ること ・256階調以上で読み取ること</p> <p>④<b>タイムスタンプの付与</b> 入力期間内に、総務大臣認定のタイムスタンプ（※）を一の入力単位ごとのスキャナデータに付すこと （※ スキャナデータが変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することが出来るものに限る）</p>	<p>以下のいずれかを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆タイムスタンプが付与されたデータを受け取る</li> <li>◆保存するデータにタイムスタンプを付与する</li> <li>◆訂正削除の履歴が残るまたは訂正削除ができないシステムで取引データの授受および保存を行う</li> <li>◆不当な訂正削除の防止に関する事務書類規程を定めて運用する</li> </ul>
可視性	<p>①帳簿・書類間での記録事項の相互関連性の確保</p> <p>②電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け</p> <p>③電子計算機、プログラム、見読可能装置の備付け等（4ポイント文字の判読可能など）</p> <p>④検索要件の充足 ※電磁的記録の提示又は提出の要求への対応（ダウンロード）が出来る場合、④の対応不要</p>	<p>①モニター・操作説明書等の備付け</p> <p>②検索要件の充足</p> <p>※電磁的記録の提示又は提出の要求への対応（ダウンロード）が出来る場合、②の対応不要</p>

## 施行規則第二条第6項第二号の読み方（タイムスタンプに代わる手段）

**前号（第6条第一項）の「速やか」もしくは「業務処理にかかる通常期間を経過した後速やか」の期間に入力したことをタイムスタンプと同等レベルで確認出来る手段があれば、タイムスタンプに代えることができる。**

施行規則 第二条	号		要件要約	条文概要
第6項	柱		スキャナ保存の要件 <b>（第6項第一号から第七号）</b>	スキャナ保存を実施する人は <b>次に掲げる要件に従って</b> 保存しなければならない。
	一号		入力方法（期間）	次に掲げる方法のいずれかにより入力すること イ 作成または受領後、速やかに行うこと。 ロ その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと （作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る）
	二号	柱	電子計算機処理システムの要件	前号の入力に当たっては、次に（第二号イ～ハ）掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること <b>前号（第一号）の速やか又は業務の処理に係る通常期間を経過した後速やかに掲げる方法により記録事項を入力したことを確認することが出来る場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）</b>
	同	イ	スキャナ	本規定要件を満たすスキャナを使用すること ・解像度と諧調指定
	同	ロ	タイムスタンプ	総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプを付すこと ・法定保存年数の間、有効性が確認できること ・課税期間内の一括検証
	同	ハ	訂正削除の履歴確保	次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること ・訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること ・訂正又は削除を行うことができないこと

**訂正削除の履歴が確保されたシステムは、タイムスタンプの有り無しに関係なく必須要件**

**★ (国税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合 (タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合) )**

4-26 規則第2条第6項第2号ロ (タイムスタンプの付与) に掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保存義務者が同号 (規則第2条第6項第1号) イ又はロに掲げる方法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ (同項第2号ハに掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。) により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP (Network Time Protocol) サーバと同期するなどにより、その国税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと (その国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつてはその国税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと) の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。

**【解説】**

規則第2条第6項第2号ロは、国税関係書類についてスキャナ保存する場合には、その国税関係書類に係る記録事項にタイムスタンプを付与することを要件として規定されており、同号柱書括弧書の「当該保存義務者が同号 (規則第2条第6項第1号) イ又はロに掲げる方法により当該国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、当該タイムスタンプを付与することの要件に代えることができることとされているが、本通達は、このタイムスタンプに係る要件に代えることとなる場合の具体例を明らかにしたものである。

(中略)

したがって、保存義務者が合理的な方法でこの入力要件に従って保存を行ったことを証明する必要があるのであるから、その方法として、例えば、他者が提供するSaaS型のクラウドサービスが稼働するサーバ (自社システムによる時刻の改ざん可能性を排除したシステム) がNTPサーバ (ネットワーク上で現在時刻を配信するためのサーバ) と同期しており、かつ、スキャナデータが保存された時刻の記録及びその時刻が変更されていないことを確認できるなど、客観的にそのデータ保存の正確性を担保することができる場合がこれに該当する旨を明らかにしたものである。

(後略)

問31 タイムスタンプの付与要件に代えて入力期間内に訂正削除履歴の残るシステムに格納することとする場合には、例えば、他社が提供するクラウドサーバにより保存を行い、当該クラウドサーバについて客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことですが、自社システムで満たすことは可能でしょうか。

### 【回答】

時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業以外は自社システムによりタイムスタンプ付与の代替要件を満たすことはできないと考えられます。

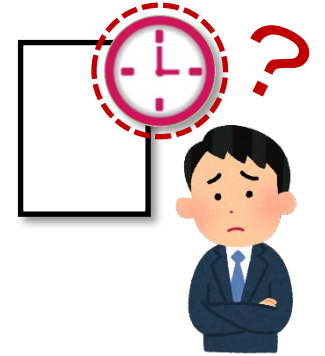
### 【解説】

自社システムについては、保存された時刻の記録についての非改ざん性を完全に証明することはできないため、取扱通達4-26が求めるように保存日時の証明が客観的に担保されている場合に該当しないことから、原則として自社システムで当該代替要件を満たすことはできません。

ただし、時刻証明機能を備えたクラウドサービス等を他社へ提供しているベンダー企業等の場合には、サービスの提供を受けている利用者（第三者）との関係性から当該システムの保存時刻の非改ざん性が認められることから、自社システムであっても例外的に客観性を担保し得ると考えられます。

したがって、当該サービスを提供しているベンダー企業以外で自社システムを使用して保存時に満たすべき要件を充足しようとする場合には、代替要件によらずタイムスタンプを付与することが必要となります。

- 「訂正削除の履歴が確認できるシステム」であれば要らない？



- 「クラウドサービスで保存するシステム」であれば要らない？

- 「自社の仕組みでNTPサーバと時刻同期するシステム」であれば要らない？

- 「訂正削除の履歴が確認できるシステム」であれば要らない？ **×**

スキャナデータに「タイムスタンプを付与する」という要件と、そのスキャナデータを「訂正・削除の履歴が確認できるシステム」で保存することは別の要件で、共に満たす必要があります。

- 「クラウドサービスで保存するシステム」であれば要らない？ **×**

クラウドサービスであればよいというわけではありません。

客観的にそのデータ保存の正確性を担保することができるシステムである必要があります（電子帳簿保存法 取扱通達4-26）。

- 「自社の仕組みでNTPサーバと時刻同期するシステム」であれば要らない？ **×**

時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業を除いては、原則として、自社の仕組みでタイムスタンプ代替要件を満たすことはできません（電子帳簿保存法【スキャナ保存関係】一問一答問31）。

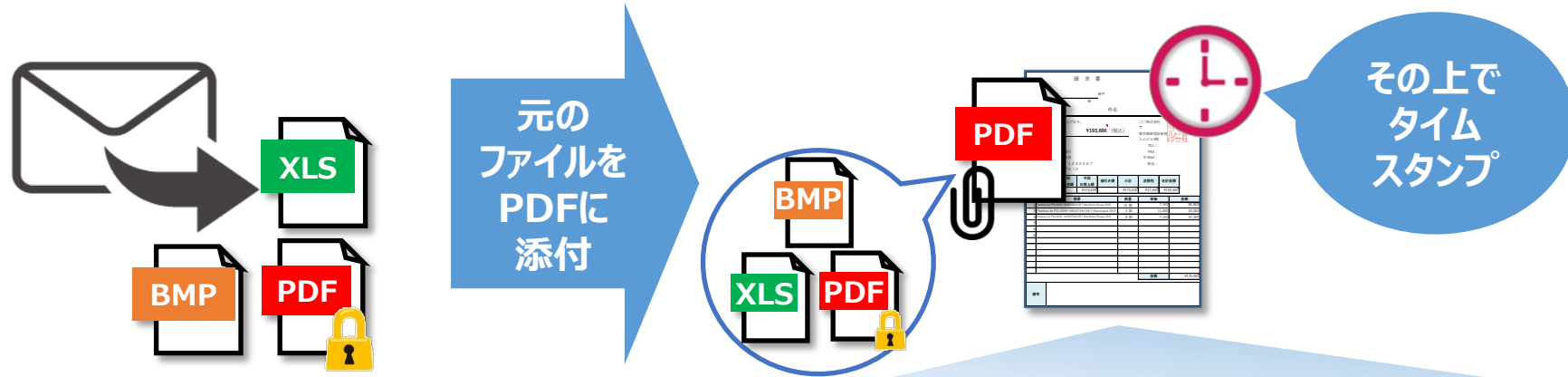




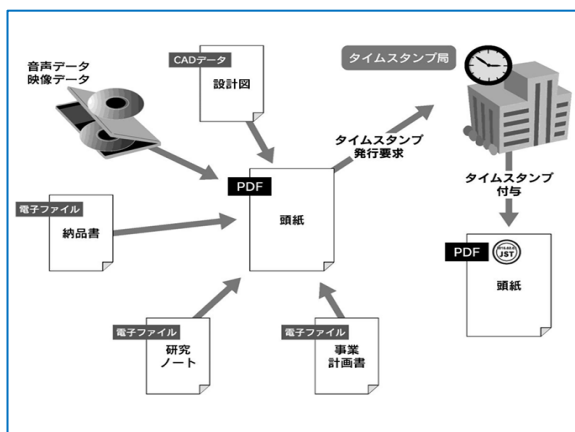
- 電子取引における訂正削除履歴が確保された授受及び保存要件

	スキャナ保存	電子取引
真実性	<p>①入力期間の制限 書類を作成または受領してから、速やか（概ね7営業日以内） または業務の処理に係る通常の期間（最長2カ月以内）を経過した後速やか（概ね7営業日以内）</p> <p>②訂正削除の履歴の確保 スキャナ保存文書の電磁的記録を保存するシステムは、訂正・削除の履歴を残せる仕組みを備えるか、訂正・削除ができないシステムであるものに限る</p> <p>③スキャナ（読取水準） ・解像度200dpi相当以上で読み取ること ・256階調以上で読み取ること</p> <p>④タイムスタンプの付与 入力期間内に、総務大臣認定のタイムスタンプ（※）を、一の入力単位ごとのスキャナデータに付すこと （※ スキャナデータが変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することが出来るものに限る）</p>	<p>以下のいずれかを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆タイムスタンプが付与されたデータを受け取る</li> <li>◆保存するデータにタイムスタンプを付与する</li> <li>◆訂正削除の履歴が残るまたは訂正削除ができないシステムで取引データの授受および保存を行う</li> <li>◆不当な訂正削除の防止に関する事務書類規程を定めて運用する</li> </ul>
可視性	<p>①帳簿・書類間での記録事項の相互関連性の確保</p> <p>②電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け</p> <p>③電子計算機、プログラム、見読可能装置の備付け等（4ポイント文字の判読可能など）</p> <p>④検索要件の充足 ※電磁的記録の提示又は提出の要求への対応（ダウンロード）が出来る場合、④の対応不要</p>	<p>①モニター・操作説明書等の備付け</p> <p>②検索要件の充足</p> <p>※電磁的記録の提示又は提出の要求への対応（ダウンロード）が出来る場合、②の対応不要</p>

# PDFの添付機能による保存

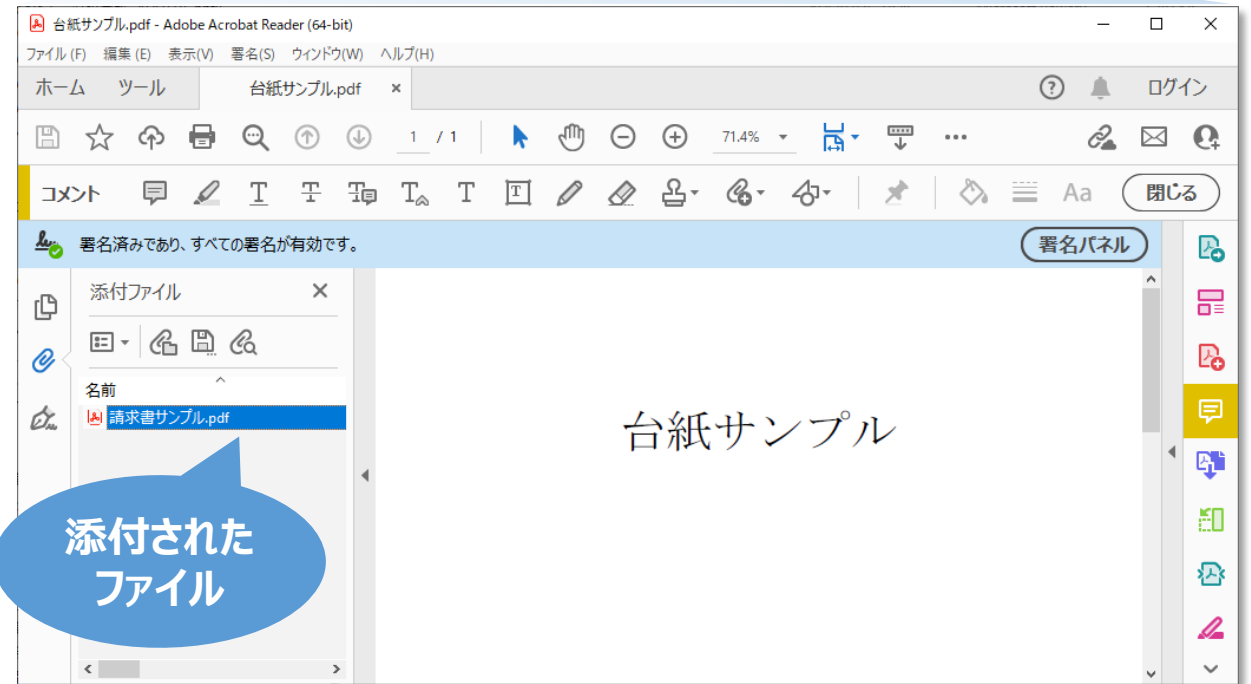


## ご参考



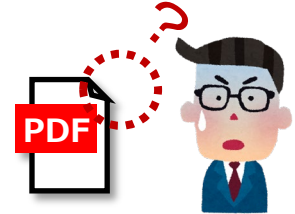
### ◆特許庁の先使用权制度事例集にも上記イメージ例示あり◆

出典：先使用权制度の円滑な活用に向けて - 戦略的なノウハウ管理のために - (第2版)  
第三章 [2] 2.各契機に確保された証拠同士のひも付け (2)ひも付けの実践方法 より  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/senshiyo/document/index/senshiyouken\\_2han.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/senshiyo/document/index/senshiyouken_2han.pdf)



## ・タイムスタンプが付与されていなかった…

- ▶ 保存対象のファイルに、何らかの理由でタイムスタンプ付与できなかったケース



## ・入力期間が過ぎてしまった…

- ▶ 定められた入力期間制限内にスキャナ入力、タイムスタンプ付与できなかったケース



## ・データが見つからない…

- ▶ 規程に則りファイルを保管したはずが対象のファイルが見つからないケース

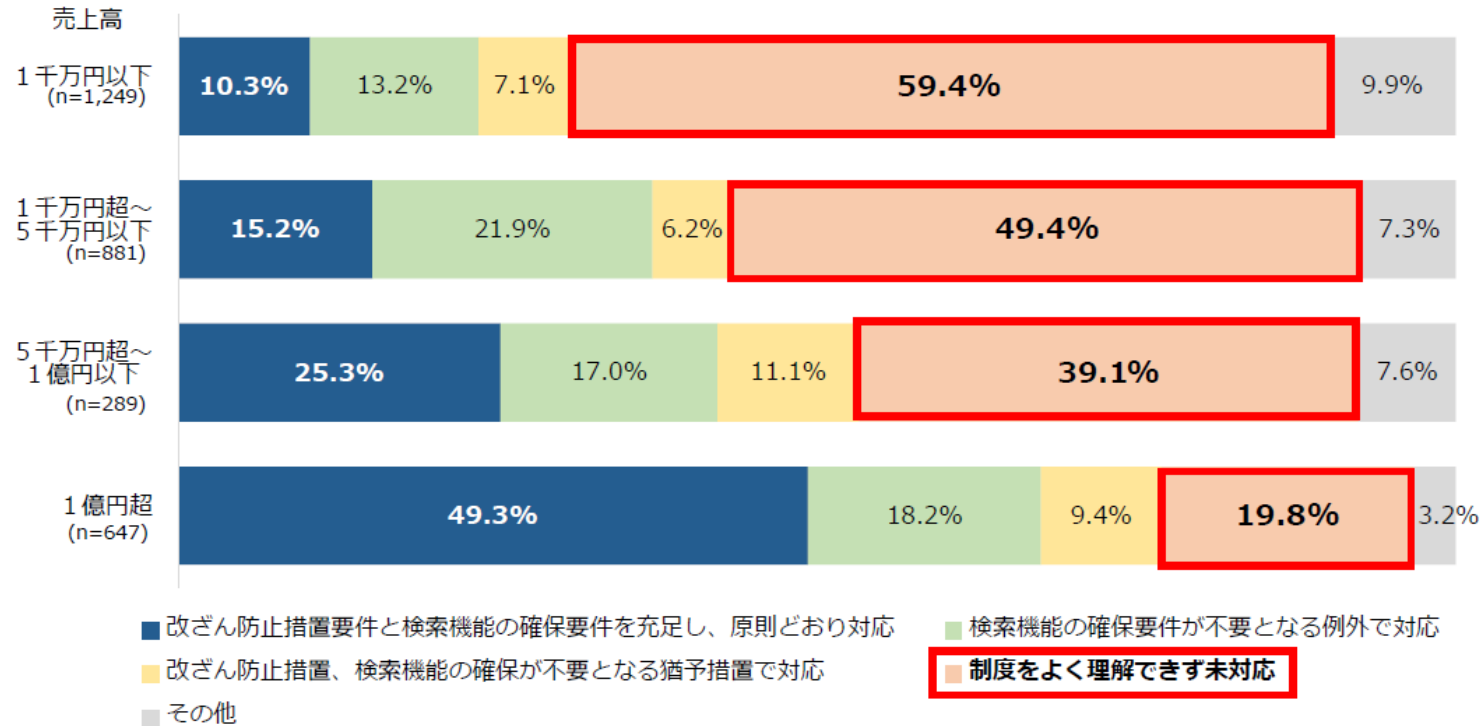


事務処理不備報告書		
殿		令和〇年〇月〇日
		報告者 ○○ ○○ 印
項 目	内 容	備 考
1 対象事務		
2 対象書類		
3 発生日	令和〇年〇月〇日	
4 担当者名	○○○○	
5 取引年月日	令和〇年〇月〇日	
6 不備の内容		
7 原因究明		
8 改善すべき業務とその改善方法(案)		
9 その他		

## 1. 改正電子帳簿保存法への対応 (データ保存義務の企業規模別対応状況)<sup>⑬</sup>

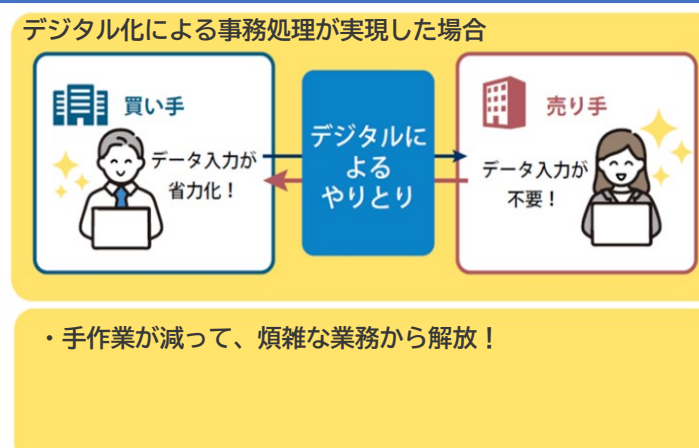
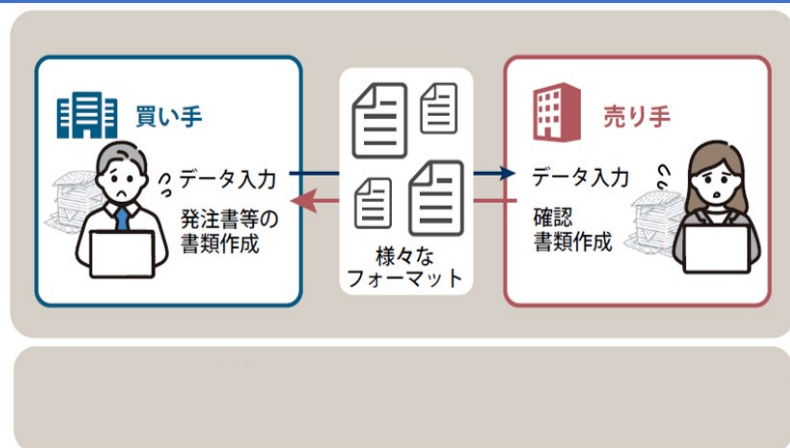
➤ 2024年1月から義務化された「電子取引におけるデータ保存」への対応状況は、規模が小さくなるほど「制度をよく理解できず未対応」の割合が高くなっている

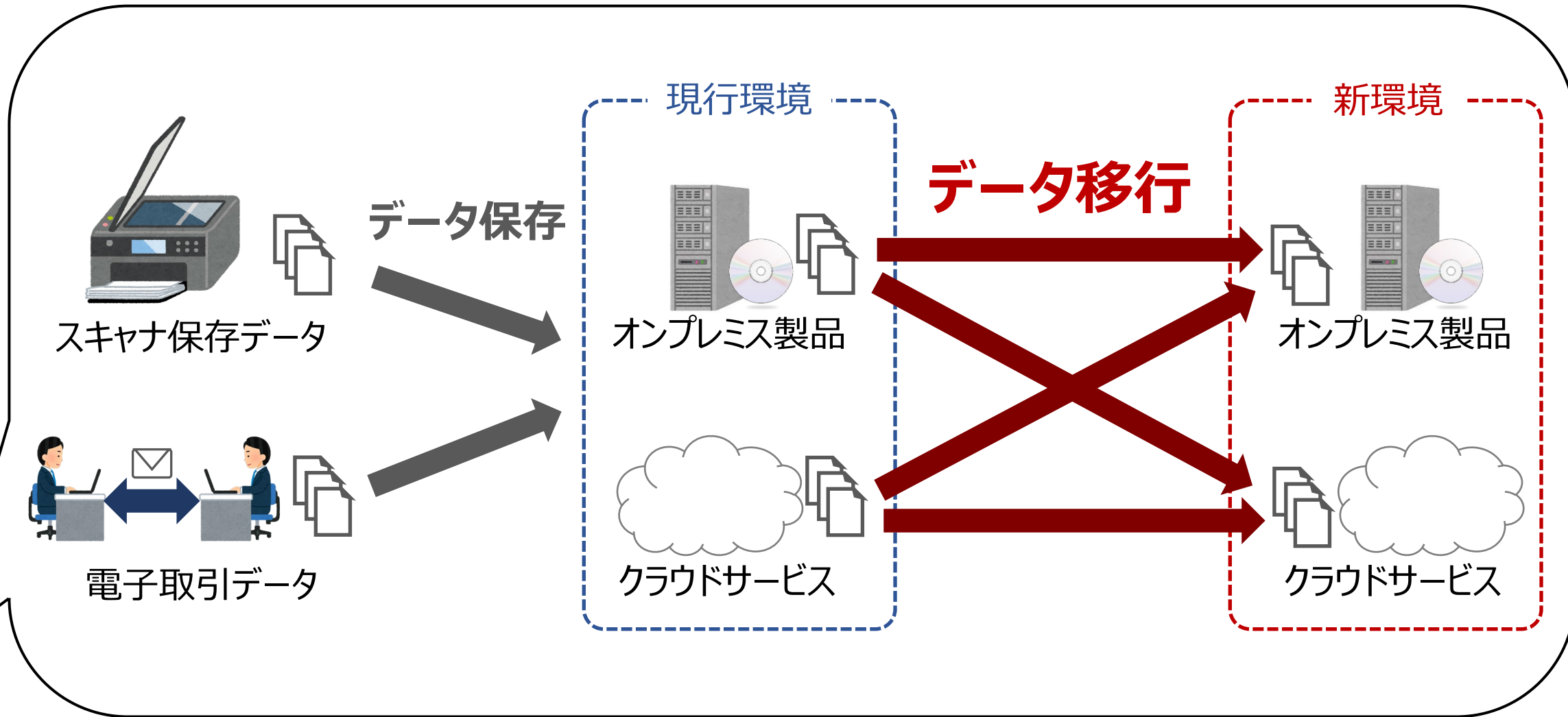
【電子取引におけるデータ保存義務の企業規模別対応状況】



出典：日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査 結果」2024年9月9日  
[https://www.jcci.or.jp/20240909\\_invoice\\_survey.pdf](https://www.jcci.or.jp/20240909_invoice_survey.pdf)

- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において**正確性の向上**や**書類保存コストの低減**等といったメリットがあると考えています。
- ◆ 事業者の皆様におかれましては、インボイス制度や改正電子帳簿等保存制度（令和6年1月から適用）への対応もきっかけにしながら、業務や事務処理のデジタル化をご検討ください。





電子帳簿保存法 第4条3項 スキャナ保存

## 電帳法スキャナ保存における データポータビリティガイドライン ～タイムスタンプ代替要件で確保されたデータの移行について～

第 1.0 版

2023 年 04 月 21 日



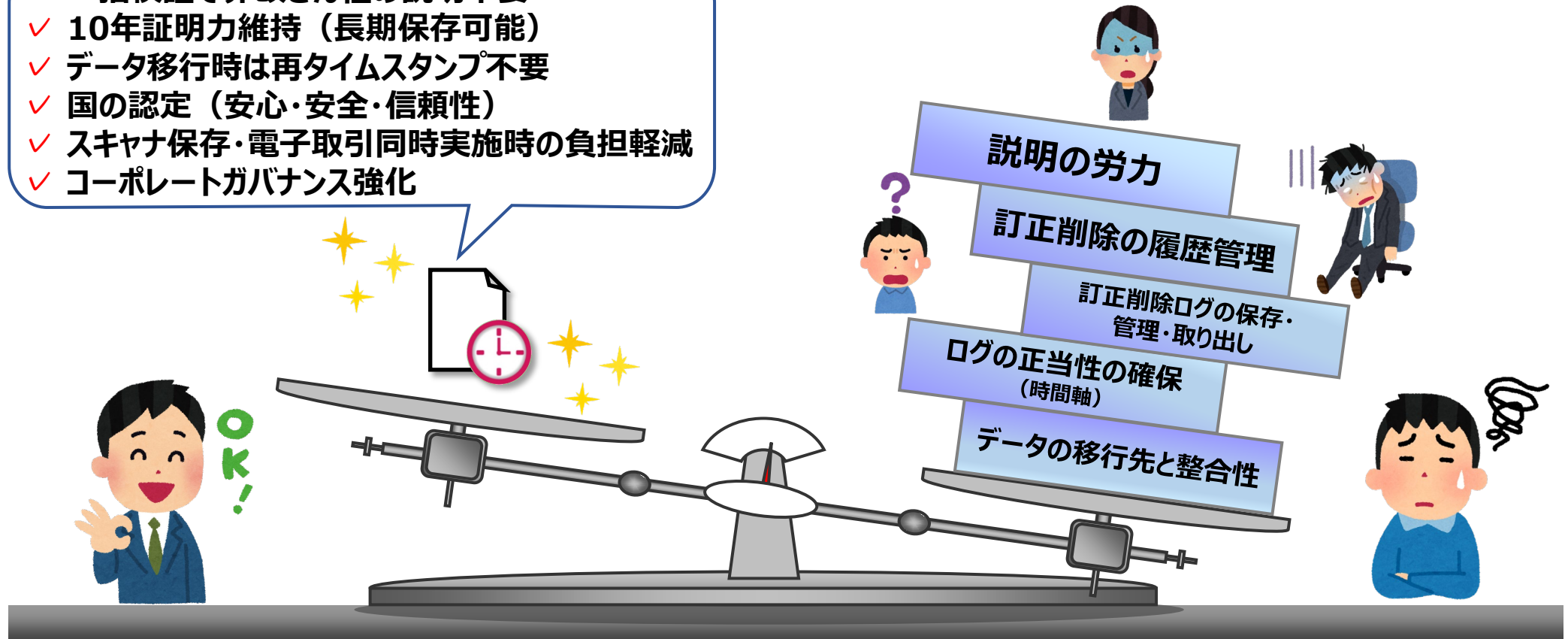
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会  
法務委員会

出典: 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 法務委員会「電帳法スキャナ保存におけるデータポータビリティガイドライン～タイムスタンプ代替要件で確保されたデータの移行について～ 第1.0版」2023年04月21日  
[https://www.jjima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/scan\\_data\\_portability\\_guideline\\_v1.pdf](https://www.jjima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/scan_data_portability_guideline_v1.pdf)



## システムや人的運用に依存せず、確からしさを証明出来るタイムスタンプ！

- ✓ 一括検証で非改ざん性の説明不要
- ✓ 10年証明力維持（長期保存可能）
- ✓ データ移行時は再タイムスタンプ不要
- ✓ 国の認定（安心・安全・信頼性）
- ✓ スキャナ保存・電子取引同時実施時の負担軽減
- ✓ コーポレートガバナンス強化



- **真実性要件の重要性**
- **タイムスタンプの代替要件の注意**
- **保存データの訂正削除履歴が残る又は訂正削除できないシステム（スキャナ保存）**
- **保存データの訂正削除履歴が残る又は訂正削除できないシステムで取引データの授受及び保存（電子取引）**
- **PDFのファイル添付機能**
- **データポータビリティ**
- **タイムスタンプによるデータの信頼性確保の重要性・優位性**
- **システムやソリューション利活用、説明の要らない仕組み作りへのシフト**
- **電子帳簿保存法に適正かつ効率的に対応し本業強化**



**JDTF**  
JAPAN DIGITAL TRUST FORUM